

# 令和6年 鱒ヶ沢町農業委員会 第4回定例総会会議録

令和6年4月9日（火）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 木村 賢一  | 10番 | 木村 暢子 |
| 2番 | 長谷川 貴輝 | 11番 | 工藤 修二 |
| 3番 | 大谷 大樹  | 12番 | 工藤 文信 |
| 4番 | 木村 優仁  | 13番 | 對馬 孝  |
| 5番 | 今 仁司   | 14番 | 工藤 清  |
| 7番 | 神 文人   |     |       |
| 8番 | 三上 三樹  |     |       |
| 9番 | 佐藤 松子  |     |       |

◎欠席委員 6番 神 秀穂

|          |  |
|----------|--|
| 事務局      | 1. 開会<br>ただ今より令和6年第4回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。                                   |
| 会長       | (会長挨拶)   |
| 事務局      | それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。 |
| 議長       | ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。<br>(午前10時00分)                 |
| 議長       | 2. 会期の決定<br>審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。              |
| 議場       | 〔「異議なし」という声あり〕   |
| 議長       | 異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。   |
| 議長<br>議長 | 3. 会議録署名者の指名及び書記の任命<br>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2                                |

項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の木村優仁委員、10番の木村暢子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。

事務局

4. 諸般の報告

諸般の報告を事務局お願いします。

報告第1号

令和6年2月22日、3月4日、6日

令和6年鯉ヶ沢町議会第1回定例会

場 所：鯉ヶ沢町役場議場

出席者：工藤清会長、事務局（千島）

報告第2号

令和6年3月22日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鯉ヶ沢町役場 1階談話室

出席者：神文人委員、齋藤博推進委員

事務局（工藤、齋藤）

報告第3号

令和6年3月25日

農地法第3条及び4条の許可申請に係る事前調査会

場 所：建石町字雲雀野町地内、建石町字大平地内、建石町字餅ノ沢地内  
建石町字大曲地内、湯舟町字七尾地内、湯舟町字若山地内

出席者：木村優仁委員、神秀穂委員、境谷文春推進委員、

事務局（工藤、齋藤）

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

議案第14号 鯉ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正について

以上4議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第11号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。  
番号18番から20番の詳細について説明します。

番号18番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平189番1

地目 登記、現況ともに田

面積 13,268㎡

外7筆 田6筆、30,310㎡ 畑2筆6,084㎡

合計面積は36,394㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

3条の賃貸借です。

番号19番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲53番地2

地目 登記、現況ともに田

面積 1,265㎡

外2筆で 畑2筆 13,187㎡、合計で14,452㎡

貸付人と借受人は記載のとおりです。

3条の賃貸借です。

番号20番

農地の所在 鱒ヶ沢町大字湯舟町字七尾225番地1

地目 登記、現況ともに田

面積 639㎡

外1筆で 合計で16,313㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

あっせんによる売買の所有権移転です。

これらのことについて、資料5頁をご覧ください。

法第3条第2項の第1号から第6号までのうち、第2項第6号をご覧ください。

番号18番については、当該申請地は転作大豆の作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号19番については、水稻等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

番号20番については、転作大豆等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画となっております。

なお、3月25日に木村優二委員、神秀穂委員、境谷文春推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認し、その結果、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

ただいまの番号20番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった齋藤博推進委員より、結果報告をお願いします。

齋藤推進委員

それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。  
議案第11号20番をご覧ください。

譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。

譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。

譲渡人所有の湯舟町字七尾 225 番地 1、登記簿地目現況ともに田、面積が 639 m<sup>2</sup>、ほか 1 筆で、合計面積が 16,313 m<sup>2</sup>の移動に関して、令和 6 年 3 月 22 日午前 10 時から、あっせん委員会を開催いたしました。

会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の神 文人委員の 2 名です。

本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を 247 万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。

なお、10 アールあたりでは、約 15 万円となります。

以上で報告を終わります。

議長

それでは議案 11 号について審議に入ります。

議案第 11 号番号 18 番、19 番、20 番につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第 11 号 18 番、19 番、20 番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 11 号、番号 18 番、19 番、20 番について原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第 12 号の説明に入ります。6 ページをお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは農地法第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号 1 番の詳細について説明します。

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢 24 番 4

地 目 登記、現況ともに畑

面 積 1,753 m<sup>2</sup>

申請人につきましては記載のとおりです。

転用理由は駐車場の新設であります。

申請地について、別紙の地図をご覧ください。

申請地の西側一帯は 10 ha 以上の農地の連担があることから、農地区分は第 1 種農地と判断されます。第 1 種農地の転用は原則不許可となりますが、申請地は、転用目的が建築中の農業用作業場の駐車場であることから、不許可の例外が適用されることから、本件についてはその例外規定が適用され、許可相当と認められます。

議長

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。以上です。

ただいま事務局から説明のありました議案第12号については、事前調査会が開催されておりますので、当日調査にあたった木村優仁委員より、調査結果をお願いいたします。

木村優仁委員

令和6年3月25日、神秀穂委員、境谷文春推進委員、事務局とともに農地法第4条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第12号1番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は建石町字餅ノ沢24番4、登記地目現況ともに畑で、面積は1,753平方メートルとなっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

周辺の農地に係る営農条件への支障については、北側・東側は農産物加工場と倉庫、南側は道路、西側は農地に面していますが、雨水等は道路側の側溝に流れることから問題ないと見てまいりました。

また、申請面積は妥当であり、資金関係についても、自己資金で対応でき、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、許可相当と認められました。

以上、事前調査結果の報告を終わります。

議長

それでは議案第12号について審議に入ります。

議案第12号番号1番につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔異議なし〕という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第12号について原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第12号について原案のとおり許可相当とし県知事に送付することに決定いたしました。

続きまして議案第13号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号70番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する議員の一時退席をお願いいたします。

議場

(神 文人委員が退席)

議案第13号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認についてのうち、番号70番について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは番号70番を説明いたします。

18ページをお開き下さい。

事務局

番号 70  
農地の所在 鯉ヶ沢町大字南浮田町字早田 260番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 4,339㎡  
外1筆 合計 7,600㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃貸借 10a当り10,000円法定相続人と契約しております。

議長

ただいま、番号70番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

ないようなので、採決いたします。  
議案第13号、番号70番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第13号、番号70番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
退席していた委員の着席をお願いいたします。

議場

(神 文人委員が着席)

事務局

それでは議案第13号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利集積計画の承認についてただいま承認されたもの以外について用事務局に説明を求めます。

それでは、7頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

|    |    |
|----|----|
| 件数 | 0件 |
|----|----|

|       |     |    |
|-------|-----|----|
| 地目別面積 | 田   | 0㎡ |
|       | 畑   | 0㎡ |
|       | 樹園地 | 0㎡ |
|       | 計   | 0㎡ |

2. 利用権設定

|     |     |          |
|-----|-----|----------|
| 再設定 | 10件 | 66,733㎡  |
| 新規  | 13件 | 114,998㎡ |
| 計   | 23件 | 181,731㎡ |

契約内訳

|          |     |                        |
|----------|-----|------------------------|
| 3年未満の契約  | 0筆  | 0 m <sup>2</sup>       |
| 3年から5年契約 | 42筆 | 124,133 m <sup>2</sup> |
| 6年から9年契約 | 0筆  | 0 m <sup>2</sup>       |
| 10年以上の契約 | 36筆 | 57,598 m <sup>2</sup>  |
| 計        | 78筆 | 181,731 m <sup>2</sup> |

貸手・借手内訳

|      |     |
|------|-----|
| 貸手農家 | 23名 |
| 借手農家 | 17名 |

地目別面積

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 田   | 152,398 m <sup>2</sup> |
| 畑   | 4,544 m <sup>2</sup>   |
| 樹園地 | 24,789 m <sup>2</sup>  |
| 計   | 181,731 m <sup>2</sup> |

3. 総地目別面積

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 田   | 152,398 m <sup>2</sup> |
| 畑   | 4,544 m <sup>2</sup>   |
| 樹園地 | 24,789 m <sup>2</sup>  |
| 計   | 181,731 m <sup>2</sup> |

4. 農地中間管理機構

|       |    |
|-------|----|
| 出し手農家 | 0名 |
| 受け手農家 | 0名 |

地目別面積

|     |                  |
|-----|------------------|
| 田   | 0 m <sup>2</sup> |
| 畑   | 0 m <sup>2</sup> |
| 樹園地 | 0 m <sup>2</sup> |
| 計   | 0 m <sup>2</sup> |

つづきまして、詳細についてご説明致します。

番号48

農地の所在 鱒ヶ沢町大字日照田町字川原87番

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,050 m<sup>2</sup>

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号49

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字山口46番

地目 登記簿 田

現況 田

事務局

面積 5, 427㎡  
外 田1筆 合計2筆  
合計面積 9, 339㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号50

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字平塚200番1

地 目 登記簿 田

現 況 田

面積 2, 398㎡

外 田5筆 合計6筆

合計面積 7, 328㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号51

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字野田331番

地 目 登記簿 田

現 況 田

面積 2, 663㎡

外 田5筆 合計6筆

合計面積 19, 466㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号52

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井9番15

地 目 登記簿 田

現 況 田

面積 1, 549㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 4, 536㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号53

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字笠前54番

事務局

地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,973㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 5 4  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井 6 番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,424㎡  
外 田 1 筆 合計 2 筆  
合計面積 3,789㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 5 5  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 3 6 番 2  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 1,495㎡  
外 田 2 筆 合計 3 筆  
合計面積 6,923㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 5 6  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字中山ノ井 6 番 8  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 6㎡  
外 田 1 9 筆 合計 2 0 筆  
合計面積 9,651㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 5 7  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢 4 6 番

地目 登記簿 畑  
現況 樹園地  
面積 4,872㎡  
外畑2筆 合計3筆  
合計面積 24,789㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 樹園地  
期間 5年  
賃借料 使用貸借で法定相続人と契約しております。

番号58  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字今須256番  
地目 登記簿 畑  
現況 畑  
面積 4,544㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 畑  
期間 5年  
賃借料 使用貸借で契約しております。

番号59  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字雲雀野91番1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 5,660㎡  
外田1筆 合計2筆  
合計面積 13,134㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a当り4,000円で契約しております。

番号60  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢118番1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,615㎡  
外田1筆 合計2筆  
合計面積 5,476㎡  
新規設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 10年  
賃借料 全部で2俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号61  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字鏡石110番

事務局

地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 431㎡  
外田8筆 合計9筆  
合計面積 16,628㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号62  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字中崎 25番1  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,146㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号63  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津 166番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 4,978㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a 当り 2 俵（玄米）法定相続人と契約しております。

番号64  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字駒ヶ淵 184番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 2,339㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期間 5年  
賃借料 10a 当り 2 俵（玄米）で契約しております。

番号65  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字前田 100番  
地目 登記簿 田  
現況 田  
面積 1,381㎡  
外田2筆 合計3筆

事務局

合計面積 3,983㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a当り2俵(玄米)で契約しております。

番号66  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津87番1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 9,310㎡  
外 田2筆 合計3筆  
合計面積 10,782㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

番号67  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字小森町字高根山11番2  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4,261㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 10年  
賃借料 使用貸借で契約しております。

番号68  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字芦菴町字下雲母坂17番  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 4,160㎡  
外 田1筆 合計2筆  
合計面積 6,807㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号69  
農地の所在 鱒ヶ沢町大字松代町字白沢92番1  
地 目 登記簿 田  
現 況 田  
面 積 2,898㎡  
外 田3筆 合計4筆

事務局

合計面積 7, 209㎡  
再設定  
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。  
利用目的 田  
期 間 5年  
賃借料 10a当り5, 000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第13号について審議に入ります。  
議案第13号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。  
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第13号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第14号鱒ヶ沢町農地移動適正あっせん基準細則の一部改正について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案番号14号 鱒ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準・細則の一部改正について、資料19頁をご覧ください。

農林水産省より、農地移動適正化あっせん事業実施要領及び実施要領の運用についての一部改正の通知がありましたので、鱒ヶ沢町農地移動適正化あっせん基準・細則の一部改正するものであります。

【主な改正内容】

2 農用地等の権利を取得させるべき者

下線の農地所有適格法人を含むを農地所有適格法人、(農地所有適格法人、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第3項各号に掲げる要件をすべて満たす者、農業後継者及び新規就農希望者(新たに農業経営を行おうとする者(その世帯主の農業経営の移譲により新たに農業経営を行おうとする者を除く。))をいう。)を含む。以下同じ。)とする。

を追加。

(2) から (3) を削除

20 頁 4. 農用地の権利を取得させるべき者に対するあっせん

(1) を変更し (2) から (3) を削除

5. (1) に対して優先的にあっせんすること。削除

(2) 農業振興地域整備計画に等を追加し経営体育成支援事業計画を削除  
に対して優先的にあっせんすること。削除

(3) に対して優先的にあっせんすること。削除

(4) に対して優先的にあっせんすること。削除

(5) に対して優先的にあっせんすること。削除

|  |   |
|--|---|
| 事務局  | <p>6. 農業農村整備事業、経営体育成支援事業等との関連<br/>経営体育成支援事業等を削除</p> <p>7. 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内におけるあっせん。を追加し番号を繰り下げ</p> <p>23頁 農地移動適正化あっせん基準細則のうち</p> <p>7. 基準8が繰上げされたことにより基準9に変更しております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長   | <p>それでは議案第14号について審議に入ります。<br/>議案第14号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。<br/>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから<br/>発言をするようお願いします。</p>  |
| 議場   | <p>〔「異議なし」という声あり〕</p>   |
| 議長   | <p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第14号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>   |
| 議場   | <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長   | <p>全員賛成ですので議案第14号鱒ヶ沢町農地移動適正あっせん基準細則の一部改正について、原案どおり承認することに決定しました。</p>  |
| <p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和6年第4回定例総会を閉会いたします。<br/>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>            |   |
| 事務局  | <p>8. その他<br/>・次回の総会は5月10日(金)午前10時に開催予定。</p>  |
| 議長   | <p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>  |
| <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 優 仁</p> <p style="text-align: right;">〃 木 村 暢 子</p> |   |